

学位と関係する「論文」の定義についての申し合わせ

令和 3年 8月17日
医学系研究科大学院委員会承認
令和 5年 6月13日
医学系研究科大学院委員会承認

1. これまでの内規・取り扱い要項

1) 「主論文の要件」鳥取大学大学院医学系研究科博士課程の学位に関する内規

第5条 主論文の要件は、学術誌に掲載されたもの又は1年以内に掲載されることが証明されたもので

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 単独著作であること。
- (2) 複数著作の場合は、筆頭著者であること。
- (3) 研究科委員会が前号と同等のものと認めたもの。

2) 「早期修了の優れた研究業績の取扱」については内規の取扱要項

国際的学術誌に筆頭著者として学位論文が掲載（受理されたものを含む）され、かつ参考論文が国際的学術誌に掲載（受理されたものを含む）された実績を有する者をいう。

ただし、学位論文の筆頭著者について equal contribution である旨の記載がある場合は、実績として認めないこととする。

なお、国際的学術誌とは、投稿時に Current Contents、Pub Med 又は Web of Science の Journal Citation Reports に掲載されている学術誌をいう。

3) 「参考論文の定義」鳥取大学大学院医学系研究科博士課程の学位に関する内規の取扱要項

○参考論文について

参考論文とは、学術誌もしくはそれに相当する出版物に掲載（受理されたものを含む）されたものをいう。

2. 「主論文の要件」および「参考論文の定義」にある「学術誌もしくはそれに相当する出版物」について

1) 「学術誌」とは、編集委員会を持ち、第三者による査読システムのある雑誌と定義する。この定義に該当する雑誌に印刷されない（あるいはされる前）で、オンライン版に掲載された論文も「学術誌に掲載されたもの」に含める。

2) 「学術誌に相当する出版物」とは、定期的に刊行され、公共図書館等で閲覧可能で、抄録・目的・方法・結果・結論・考察・文献など論文としてのスタイルが整っているものと定義する。国、県及び独立行政法人等の定期出版物（紀要）および研究報告書を含む。公共図書館等で閲覧できない出版物（学会で配布される抄録集等）に掲載されたものはこれに含めない。

3) 筆頭著者と第2番目以降の著者が同等に貢献したとされる論文は、当該論文に equal contribution である旨記載があり、共著者が当該論文で学位論文申請を行わない旨の承諾書の提出があった場合は、主論文として認めることとする。